

## 議案第19号

### 幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例

幕別町個人情報保護条例（平成11年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第18条第5項において同じ。)」を加える。

第15条第1号エ中「第28条」を「第27条第1項」に改める。

第18条第5項中「係る個人情報」を「係る保有個人情報」に改め、「以外のもの」の次に「(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加え、「も同様の」を「の通知その他の必要な」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。